# ■ 所得税の申告に必要な書類

#### ■給与所得や雑所得(公的年金等)がある人

- ▶ 源泉徴収票など(源泉徴収票がない場合は、申 告が受けられない場合があります。)
- ■営業所得・農業所得・不動産所得がある人

共通 収支内訳書または収支計算書(各種帳簿、 領収書などをもとにまとめたもの)。また、レシー トや通帳の提示での申告はできません。

営業所得 報酬、料金、契約金、賃金の支払調書 不動産所得 貸与先と賃借料の明細書、不動産の 使用料等支払調書

農業所得 家畜などを出荷(販売)した証明書、各 種交付金の証明書、経営所得安定対策に係る交付 決定通知書

#### ■その他所得がある人

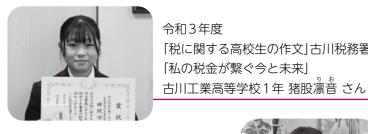
- ▶ 保険の満期返戻金などの支払調書(一時所得)
- ▶ 個人年金支払証明書やシルバー人材センター 発行の配分金支払証明書(雑所得)
- ▶ 土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受 けの対価の支払調書(譲渡所得)
- ▶ その他、令和3年中に得た収入額がわかる書類

#### 💶 各種控除を受けるために必要な書類

- ▶ 医療費控除の明細書またはセルフメディケー ション税制の明細書など
- ▶生命保険や高額療養費などで補てんされた金額 がわかる書類
- ▶セルフメディケーション税制を選択する場合 は、その取り組み内容が確認できる書類
- ※ 医療費控除を受ける場合は、必ず医療費控除の 明細書またはセルフメディケーション税制の 明細を作成し、持参ください。
- ■社会保険料控除
- ▶ 各種保険料(税)領収書や控除証明書
- ▶各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ■生命・地震保険料控除
- ▶ 保険会社などからの各種控除証明書
- ▶ 都道府県や市町村などへ寄附した際の領収書、 証明書
- ■雑損失の繰越控除
- ▶ 前年作成した確定申告書第4表(損失申告用)の

# 税に関する作文コンクール・租税教育推進校の表彰

国税庁が租税教育の一環として、全国の中学校や高校から 募集している「作文コンクール」の表彰と租税教育推進校への 感謝状が、古川税務署長からそれぞれ贈呈されました。



令和3年度 「税に関する高校生の作文」古川税務署長賞 「私の税金が繋ぐ今と未来」

令和3年度中学生の 「税についての作文」古川税務署長賞 「私の十円」 古川東中学校1年 大場匠 さん



令和3年度中学生の 「税についての作文」古川税務署長賞 「紡いでいく文化と未来」 古川黎明中学校2年 川内駿平 さん

令和3年度 「租税教育推進校表彰」 古川税務署長感謝状 古川第五小学校 



古川第五小学校では、6年生に租税教育の 授業を行っています。

12月1日は、公益社団法人大崎法人会から 講師を迎えて、税金についての授業を行いま した。45分間の授業では、税金の使われ方や 税金がなくなった私たちの暮らしがどうなる のかなど、熱心に講師の説明を聞き、真剣にア 二メを鑑賞し学んでいました。また、1億円の レプリカにも触れ、楽しい授業となりました。





▲税金について熱心に学び楽しむ授業

# 所得税・市県民税の申告相談

⑧ 税務課市民税担当 ☎23-2148 各総合支所市民福祉課税務担当 松山 ☎55-2114 三本木 ☎52-2113 鹿島台 ☎56-7114 岩出山 ☎72-1212 鳴子温泉 ☎82-2019 田尻 ☎39-1114

令和3年分所得の申告相談を開催します。市の申告会場は、令和4年1月1日現在、大崎市に住所があ る人で申告が必要な人が対象です。円滑な申告を行うため、事前に書類などを準備してください。

## 開催期間

▶市ウェブサイトQRコード



## 2月8日以~3月15日以

※会場ごとに開催期間が異なります。詳しくは、10・11ページの申告日程で確認してください。

### ■ 所得税の申告が必要のない人

- 1 1カ所からの給与収入(2千万円以下)のみで、年末 調整が済んでおり、各種控除の追加または変更を行わ
- 2 公的年金などの収入(400万円以下)のみで、「公的 年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加ま たは変更を行わない人
- 3 収入がない人
- ※ただし、各種証明書や児童扶養手当受給などの申請 手続きで市県民税の申告が必要となる場合があり
- ※税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の申告を 行う人は、改めて市役所で申告を行う必要はありま

### ■ 申告会場に持参するもの

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)の原本 ※マイナンバーカードを持っていない人は、①申 告者本人のマイナンバーが確認できる書類(通 知カードやマイナンバー記載の住民票)と②本 人確認書類(運転免許証など)が必要です。
- 2 本人名義の預金通帳口座番号
- 3 所得税の申告・各種控除を受けるために必 要な書類(9ページ参照)



# ■ 郵送による申告

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間 3月15日火まで(当日消印有効)

- 必要書類 申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、身元確認書類(運転免許証など)の写し、申告する所得お よび各種控除を受けるために必要な書類(9ページ参照)
- ※不明な点や、所得税の申告は古川税務署(☎22-1711)へ、市県民税の申告は市役所税務課(☎23-2148)へ問い合 わせください。

#### ■所得税の申告書入手先

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)または古川税務署

郵送先 989-6185 古川旭6-2-15 古川税務署 あて

※国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成、国税電子申告(e-Tax)ができます。国税電 子申告を利用する場合はマイナンバーカードとICカードの読み取り機器が必要です。持っていない人は、税務署窓 口で発行される「ID・パスワード」が必要です。

#### ■市県民税の申告書入手先

市ウェブサイト(https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/somubu/zeimuka/5/2 /5/10415.html)または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送先 989-6188 古川七日町1-1 税務課市民税担当 あて

広報おおさき 令和4年1月号 8